

| 項 目 | ポータブルリチウムイオン蓄電池の対象非対象について |
|------|---|
| 1 内容 | <p>平成30年2月1日付け「電気用品の範囲等の解釈について」の改正により、ポータブルリチウムイオン蓄電池（いわゆるモバイルバッテリー）は、電気用品安全法の規制対象となるリチウムイオン蓄電池が充電装置や昇圧装置等とともに同一筐体に組み込まれていても、主として電子機器類の外付け電源として用いられるものであることから、機器ではなくリチウムイオン蓄電池と解釈し、対象として取り扱われることが明確になった。</p> <p>ここで次の2例の、主として電子機器類の外付け電源として用いられるモバイルバッテリーの対象非対象について、確認したい。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 電気用品安全法の規制対象となるリチウムイオン蓄電池が充電装置や昇圧装置等とともに同一筐体に組み込まれ、容易に取り外すことができないもの。(2) 電気用品安全法の規制対象となるリチウムイオン蓄電池が充電装置や昇圧装置等を持つ筐体へ装着され、脱着できるもの。 |
| 2 回答 | <p>(1) の場合、モバイルバッテリーは「リチウムイオン蓄電池」で対象として取り扱います。</p> <p>(2) の場合、リチウムイオン蓄電池が装着される筐体（リチウムイオン蓄電池を取り外した充電装置や昇圧装置等を有する筐体部分）は電気用品安全法上、非対象として取り扱います。ただし、装着されたリチウムイオン蓄電池は「リチウムイオン蓄電池」で対象として取り扱います。</p> <p>(理由)</p> <p>平成30年2月1日に改正された「電気用品の範囲等の解釈について」Ⅲ（9）の4行目からの「同一筐体に組み込まれていて」は、「同一筐体に組み込まれ、容易に取り外すことができないもの」と同じ意図で用いられており、電気用品の規制対象となるモバイルバッテリーは「リチウムイオン蓄電池が同一筐体に組み込まれ、容易に取り外すことができないもの」と解釈することが妥当と考えられるため。</p> <p>また、リチウムイオン蓄電池が脱着可能なモバイルバッテリーに限り、リチウムイオン蓄電池が装着された状態で輸入する場合であっても、装着されたリチウムイオン蓄電池は対象として取り扱います。</p> |